

御教示を得た。

9 関係文献

# 姫路市文化財保護協会『文化財だより』第二二二号（一九八九年）

(山本博利)

兵庫・袴狭遺跡

所在地  
兵庫県出石郡出石町袴狩

調査期間  
一九八八年（昭63）一〇月～一九八九年三月

発掘機関  
由石町教育委員会

調査担当者 小寺 誠

## 遺跡の種類 祭祀遺跡

遺跡の年代 八九世紀

貴跡及び木簡出土貴構の既要

古事記傳

出石町は北但馬の東部に位置し、町を縦断して北流する出石川に

『平城宮出土墨書土器集成Ⅰ』につづくもので、平城宮出土の墨書土器で第一〇四次発掘調査から第一六五次調査までに発掘されたものと、かつて一九二八・三一年出土のもので、溝辺家所蔵のものをふくめて収録したもの。叢文と写真をそろえ、必要なものには実測図を収録している。さらに出土遺構の解説を加えている。IとIIとあわせることによって、平城宮出土の墨書土器の七割ちかくが公表されることになる。なお一冊分の墨書土器がその後の発掘調査によって蓄積されているとのことである。多忙をきわめた勤務条件にあることは周知のとおりだ

が、ひきつづきの公刊が望まれる。

発行者 奈良国立文化研究所、出版 真陽社

定価四、五〇〇円

申込は 京都市下京区油小路仏光寺上ル 真陽社へ



木製祭祀具の出土した砂入  
遺跡が存する。

今回当地において県営圃場整備が計画され、これにともない河川沿いを中心に遺跡確認調査を実施した。

測り、トレンチは総延長約1000mにもおよんだ。

この結果、袴狭川の旧河道内から、砂入遺跡と同様に一一〇〇点を越える木製祭祀具が出土し、これとともに計八点の木簡が出土した。祭祀遺物には墨書人形二七点をはじめ、馬形・斎串等があり、ほかに琴・櫛・算木・下駄・火ぎり板や田下駄・田船といった農具も出土している。遺構はほとんど無く、調査は旧河川の包含層の範囲を確認することに終始した。

8 木簡の釈文・内容

(316) 31 3 020

(2) 〔判カ〕並此皇后宮税急奉上  
兵官□□日下マ米□四  
額田マ□□十  
前マ□□□  
〔下カ〕出石□□□  
六人マ□□□  
□マ□□□  
〔判カ〕並此皇后宮税急奉上  
兵官□□日下マ米□四  
額田マ□□十  
前マ□□□  
〔下カ〕出石□□□  
六人マ□□□  
□マ□□□

585×49×6 011

(4)	(3)
〔以力〕	□□□
无其□□□□□□□□	□□女加々美一面□□
□□御□□□□方用米□	□
」	」

(233)  $\times$  (22)  $\times$  4 013

(1)の表面に見える地名は出石郡に南接する養父郡とも考えられるが、残念ながら明確には判読できない。ただ少なくともこれが付札であり、出石郡以外から稻積という人物の白米が運ばれたことは分かる。また裏面に見える年号は、遺跡の年代を考える上で極めて貴重な資料である。この年代はまた同時に出土している土器の年代と矛盾しない。

(1) (5)は祭祀遺物と同じ層位からの出土であるか  
はや離れた位置の新しい層から出土した。  
(6)はこれらと

中貢  
七口  
貢  
119.2

告名不  
六月庚寅  
兵部員外郎  
此皇后宣移奉上

延祐十六年正月廿六  
六角周  
ニア云移積

(5) 附大生マ  
〔計算〕  
△△△

(2)には上段に出石に住む五人の部姓者の名があり、下段には皇后宮の税を急ぎ奉れという命令文が書かれている。皇后宮職はその財源として、大蔵省からの支給を受ける以外に封戸や出挙稻など独自の基盤をもっていた、とされている（鬼頭清明「皇后宮職論」奈文研『研究論集Ⅱ』）。「皇后宮税」とは皇后宮職へ収める出挙の稻ではないであろうか。ただこの命令がどの段階のものであるかは不明であるが、いずれにせよ、この木簡は但馬国内で書かれ、在地での稻の取り立てに用いられたものと考えるべきであろう。

(3)～(5)の木簡のもつ意味は判然としない。

(6)はいわゆる呪符木簡であり、その内容も典型的な語句が並んでいる。鬼の字の上の文字は符籙のようであり判読できない。出土した位置および層位は他の木簡とは違つており、新しい中世の流路内からの出土である。

今回出土した木簡の意義は二つある。一つは延暦一六年という年号である。『日本後紀』延暦二三年(804)の条に「但馬の国治を氣多郡高田郷に遷す」という記事があり、但馬では二カ所の国府跡を考えなければならない。そのうち第二次国府については、日高町にある深田遺跡及び川岸遺跡周辺と考へてほぼ間違いないとされている。しかし延暦二三年以前の位置についてはまだがかりはつかめておらず、今回出土した木簡はこの点重要な意味をもつてくる。

二つめは、もし前述のように解するとすれば延暦前後に皇后宮職

の出挙稻が但馬にあったことが確認された点である。天平九年「但馬国正税帳」には「中宮職捉稻使」が但馬に派遣されていることが書かれ、時の中宮・藤原宮子の中宮職の出挙稻が但馬に設けられていたことと関連する可能性もある。また出挙稻は国府の管理する稻であり、実際には郡司等が直接関わったものと考えられる。

さらに遺跡から出土する多量の人形を始めとする木製祭祀具に注目する必要がある。付近の遺跡を総合すれば東西一二〇〇m、南北五〇〇mの範囲から三〇〇〇点以上も出土している。

(小寺 誠)